

## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成28年12月19日 (月) 午前10時開会

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		市長所信表明
日程第 4	議案第88号	湖西市民会館条例を廃止する条例制定について
日程第 5	議案第89号	湖西市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定について
日程第 6	議案第90号	湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例制定について
日程第 7	議案第91号	湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
日程第 8	議案第92号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9	議案第93号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	議案第94号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第11	議案第95号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第12	議案第96号	湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第13	議案第97号	湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定について
日程第14	議案第98号	工場立地法第4条の2第2項に規定する準則を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第15	議案第99号	湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第16	議案第100号	静岡県市町総合事務組合理約の変更について
日程第17	議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第18	議案第102号	平成28年度湖西市一般会計補正予算 (第4号)
日程第19	議案第103号	平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
日程第20	議案第104号	平成28年度湖西市水道事業会計補正予算 (第2号)
日程第21	議案第105号	平成28年度湖西市病院事業会計補正予算 (第1号)

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件と同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開会

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年12月湖西市議会定例会を開会いたします。

○議長（二橋益良） ここで報告いたします。本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告いたします。

続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 山本一敏登壇〕

○議会事務局長（山本一敏） 議案書の受理について申し上げます。12月定例会に市長から提出されました議案は18件でございます。その内容は条例の制定・一部改正12件、28年度補正予算4件、その他2件でございます。

9月以降の議会活動につきましては、お手元に配付いたしました市議会日誌のとおりでございます。以上で報告を終わります。

○議長（二橋益良） 報告事項は終わりました。

午前10時02分 開議

○議長（二橋益良） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ここで、副議長より挨拶を申し上げます。副議長。

〔副議長 神谷里枝登壇〕

○副議長（神谷里枝） 改めまして、皆さんおはようございます。副議長の神谷里枝でございます。年の瀬を迎え、何かと御多用中にもかかわらず、傍聴にお出かけくださいました皆様に、一言御挨拶を申し上げます。

今12月定例会は、本日より来年1月6日までの19日間の会期日程で、市民会館条例の廃止、幼稚園一時預かりに関する条例制定、補正予算など18議案が上程されております。また、本定例会の一般質問は、新市長の所信表明にかかわるものに限定し、26、27日の2日間にわたって行います。

年末年始の慌ただしい時期ではありますが、お時

間の許される限り、傍聴にお出かけくださいますことをお願い申し上げます。

さて、去る11月20日執行の湖西市長選挙におきまして、市民の皆様への力強い御支援と厚い信頼、そして大きな期待を担われ、見事当選の栄に浴されました影山剛士新市長に対しまして、心からお祝いとお喜びを申し上げます。まことにおめでとうございます。

湖西市の歴代市長の中で、官僚出身の市長さんは初めてであり、影山新市長に寄せられる市民の皆様の期待や関心は、日に日に高まっております。

影山市長も御承知のように、少子高齢化による人口減少問題、公共施設マネジメントなど、目前に難題が山積されておりますが、ことわざにもございますように、急がば回れ、せいては事をし損じるを念頭に置き、官僚時代に培われた行政、財政経験や知識を十二分に発揮され、浜名湖西岸にきらりと光る湖西市を構築されていかれることを御期待申し上げます。

影山新市長をお迎えした議会といたしましては、申し上げるまでもなく、市民を代表し民主政治の根幹をなす議会と、市長を筆頭とする執行機関との関係は、車の両輪のごとく、それぞれの立場から議論を尽くし、市政発展のため、是は是、非は非として、議会の役割を果たし、「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」を目指してまいる所存でございます。市民の皆様の一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、来年1月31日おぼとにて、2月1日は新居地域センターにおいて、19時より議会報告会を開催いたします。一人でも多くの皆様の御参加をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（二橋益良） 挨拶は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に15番 牧野考二君、16番 中村博行君を指名いたします。

○議長（二橋益良） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から平成29年1月6日までの19日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に休会日についてお諮りいたします。12月20日から25日、12月28日から平成29年1月5日は、議案調査のため休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

○議長（二橋益良） 日程第3 市長の所信表明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 皆さん、おはようございます。

平成28年12月、この湖西市議会定例会の開催に当たりまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、私、影山剛士のこの湖西市政に対する所信を述べさせていただきます。

私は、さきに行われました湖西市長選挙におきまして、「湖西市に全力投球！」をスローガンといたしまして、市民の皆様へ「湖西市政に新しい風を送り込む」、「将来を担う子供たちに誇ることのできる、住みやすい、働きやすい、活気あるまちづくり」を訴え、期待を込められた御支援のもと、このたび、市長という大任を担わせていただくこととなりました。

私は、豊田佐吉翁のふるさとであり、自分も生まれ育ったこの湖西市において、これまで歴代の市長等により、脈々と築かれてきた市政の佳処の継承とともに、今回の選挙などを通じ、市民の皆様からいただいた数多くの御意見や御提言を、湖西市における新たな芽として育て、着実に根づかせ、花を咲かせ、実を結ばせてまいりたいと考えております。

そのためには、市政の運営に全力投球をする所存

でございますので、市政の先輩たる市議会議員の皆様方を初め、市民の皆様方の温かい御理解と御協力を心からお願いを申し上げる次第でございます。

今日、我が国の多くの自治体が抱えている問題であります人口の減少、少子高齢化の進行、予測できない自然災害等に対して、活路や対応策を見出し、若者にも高齢者にも暮らしやすいまちづくり、それとともに未来に向けて輝く湖西市を目指すことが、私に与えられた使命であると強く感じているところでございます。

私は、選挙公約において、大きく分けて5つの旗を掲げました。

1つ目の旗は、「子育て・教育への支援による、幸福度日本一のまち」です。

これは、保育の受け皿整備、子ども医療費の無料化、市内での産婦人科医師・出産の場の確保、給付型奨学金の拡充などにより、湖西市に住んで子育てがしたいと思っただけのようなまちにしようということです。

2つ目は、「人口減少に歯どめをかけ、活気あるまちづくり」です。

その方策の一つとして、市街化区域と調整区域の線引きの見直しなどにより、宅地などの造成を促進することで、人口の減少に歯どめをかけ、昼夜間人口の差の解消を目指します。また、湖西の顔としての市民会館について、公共施設再配置計画とあわせ、複合施設化など具体的な整備計画を策定し、建設に向け早急に取り組みます。さらに、湖西病院について、医師を確保し、救急機能を初め必要な施設・設備を充実させ、経営を改善するとともに、市民の皆様方の医療の拠点として、安心して病院にかかれる体制を整備します。

3つ目は、「福祉の充実による、日本一思いやりのあるまち」です。

コーちゃんバスなどの公共交通網を改善し、買い物や通院などの利便性を向上させるほか、在宅医療・在宅介護の体制整備、障害のある方の就労支援の充実などにより、湖西市に住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるまちづくりを行ってまいります。

4つ目は、「いのちを守る、防災対策」です。

命山や防潮堤などの防災施設を整備し、非常食や水、おむつなど十分な備蓄を確保することで、地震や津波などへの対策を行い、市民の皆様様の命を守る施策を着実にまいります。

5つ目は、「産業の振興によるエネルギーなまち」です。

豊田佐吉翁のふるさとであり、ものづくりで栄えてきたこのまちを、これからもさらに発展させるべく、工業用地の確保や、浜松三ヶ日・豊橋道路の早期実現などによる広域幹線道路の整備促進などの環境整備を着実に行ってまいります。また、浜名湖や湖西連峰、新居の関所など豊かな観光資源を活用・PRし、国内外の観光客を誘致します。さらには農林水産物のブランド化、トップセールスなどにより、販路拡大を推進するとともに、移住・定住の促進や新規就農者などの人材育成を支援してまいります。

以上の公約につきましては、来年度予算などにおいて反映できるところから速やかに反映し、また制度の創設・改正や規制の見直しなど、実現に向け、所要の措置を速やかに講じてまいります。

今日、地域を取り巻く経済、社会情勢やそれに伴う課題が多様化していることなどからも、公約の達成には自治体としての創意工夫がこれまで以上に必要な時代であると認識をしております。私のこれまでの財務省での行財政経験や人脈などを最大限に生かし、国や県はもとより、近隣の自治体等と積極的に連携を図りつつ、湖西市独自の特性と可能性をいかんなく発揮し、市民の皆様が誇れる湖西市を築くため、対話と行動の姿勢で、初心を忘れず、誠心誠意、市政運営に取り組んでまいりたいと思います。繰り返しになりますが、市議会議員の皆様方を初め、市民の皆様様の温かい御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

以上、私の市長就任に当たりましての所信を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 所信表明は終わりました。

---

○議長（二橋益良） 日程第4 議案第88号 湖西市市民会館条例を廃止する条例制定についてを議題と

いたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第88号につきまして御説明申し上げます。

湖西市市民会館の用途廃止に伴い、湖西市市民会館条例を廃止しようとするものでございます。

附則につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

---

○議長（二橋益良） 日程第5 議案第89号 湖西市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第89号につきまして御説明申し上げます。

湖西市勤労青少年ホームの用途廃止に伴い、湖西市勤労青少年ホーム条例を廃止しようとするものであります。

附則につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

---

○議長（二橋益良） 日程第6 議案第90号 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第90号につきまして御説明申し上げます。

平成29年度から保育園・こども園に入所できなかった小学校就学前の児童を対象に、入所できるまでの間、緊急一時預かりとして幼稚園で行う取り組みを予定しております。

また、この緊急一時預かりの実施に合わせ、これまで湖西市立幼稚園保育料等徴収条例に規定している幼稚園の一時預かり保育料を本条例のほうへ規定し、市立幼稚園で行う開園日・長期休園日・緊急一時預かりの内容をより明確にするため制定しようとするものでございます。

緊急一時預かりの実施により、保護者の就労復帰が可能となり、子育てと仕事の両立支援につながるものと期待をしております。

あわせて、市立保育園で実施する一時預かり保育料を本条例で制定する緊急一時預かり保育料と同様にするため、湖西市立保育所条例の保育料の算定の根拠となる年齢の基準を改正するものであります。

なお詳細につきましては教育次長より補足説明させていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） それでは補足説明をさせていただきます。

議案書7ページから10ページ、参考資料につきましては5ページから7ページとなっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

第1条は趣旨、第2条は条例において用いる用語の定義を定めるものであります。

第3条は開園日、長期休園日、緊急一時預かりの実施について定めるものであります。

第4条はそれぞれの一時預かりを利用できる対象者について定めるものでございます。

第5条は一時預かりの保育料を別表のとおり定めるものであります。議案書の10ページをごらんいただきたいと思っております。その別表でございまして。

開園日及び長期休園日一時預かり保育料は、湖西市立幼稚園保育料等徴収条例で規定しているとおりとし、緊急一時預かり保育料は、午前7時から午後6時までの間の利用について、3歳以上の保育認定子供は1日につき1,000円、3歳未満の保育認定子供は1日につき1,800円とし、さらに午後6時以降延長して利用される場合は午後7時までを限度に30分につき100円とするものであります。

条文のほうにお戻りください。

第6条は一時預かり保育料の免除、第7条は委任について定めるものであります。

附則第1項は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、この条例の施行に伴い湖西市立幼稚園保育料等徴収条例の題名を、湖西市立幼稚園保育料徴収条例に改めるとともに、一時預かり保育料に関する条項を削除する一部改正について定めるものであります。

附則第3項は、この条例の施行に伴い湖西市立保育所条例に規定する一時預かり保育料について、2歳児は年度途中で満3歳になっても年度間は一律とする一部改正について定めるものであります。

これは、幼稚園と保育園の一時預かり保育料は保育園の保育料を根拠としており、保育園の保育料では、国の基準において、2歳児は年度途中で満3歳になっても保育料は変更しないこととし、また一時預かりを実施するための保育士配置要件では、3歳児は保育士1人に対し児童20人までですが、2歳児は年度途中で満3歳になっても保育士1人当たり児童6人であり、2歳児と同等の保育士の配置を必要とすること、これら根拠との整合性の観点から本条例の制定に合わせたもので、一部改正するものであります。

なお、緊急一時預かりは新居幼稚園での実施を予定しております。定員につきましては15名の予定でございまして。説明は以上です。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第7 議案第91号 湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議

題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第91号につきまして御説明申し上げます。

平成29年3月から予定をしておりますコンビニエンスストアでの各種証明書の交付に関し、湖西市印鑑条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、コンビニエンスストアでの多機能端末器において、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを使用して印鑑登録証明書の交付申請をし、その交付を受けることができるとする規定を追加するものです。

なお施行日は平成29年3月1日とするものです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第8 議案第92号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第92号につきまして御説明申し上げます。

戸籍等の証明書の証明書手数料の免除規定について、湖西市手数料徴収条例の一部改正をするものです。

改正の主な内容は、戸籍に関する証明について、手数料の免除規定を新たに追加するものです。また、平成29年3月から予定をしているコンビニエンスストアでの各種証明書の交付については、免除規定にかかわらず手数料を徴収する規定を追加するものです。

なお施行日は、前者は公布の日とし、後者は平成

29年3月1日とするものです。

詳細につきましては市民経済部長から補足説明をさせますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 市民経済部長に補足説明を求めます。市民経済部長。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） それでは補足説明をさせていただきます。

主な改正点は2点でございます。

1点目の戸籍に関する証明の免除規定であります。条例で定めるところにより、無料で証明できる旨、各種の法令で定められている戸籍に関する証明については、その条例の免除規定に従い手数料を徴収しないことができます。現在までも手数料徴収条例第6条第8号の規定により、申請者から無料請求があった場合には必要なものについてはこれを無料としてきたところでありますが、こうした請求は年金ほか労働者関係、雇用関係、公害、犯罪等の補償救済に関する各種届け出に用いるものが多く、社会的弱者支援の立場からも申請者の負担を軽減するという趣旨で、これを改めて明確に定めるため、規制を追加するものでございます。

2点目につきましては、平成29年3月から予定しておりますコンビニエンスストアでの各種証明書の交付手数料については、湖西市手数料徴収条例第6条で定める手数料の免除規定に該当する場合であっても手数料を徴収する規定を追加するものでございます。これは、交付場所であるコンビニエンスストアにおいて、市の職員が直接対応するわけでもございませんので、免除の判断、返金といった手続ができないためでございます。

なお附則といたしましては、本条例は公布の日から施行し、ただし第6条に1項を加える改正規定につきましては、平成29年3月1日からとするものでございます。補足説明については以上でございます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第9 議案第93号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制

定についてから、日程第11 議案第95号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの3件を一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第93号から議案第95号までの3議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。

平成28年8月8日、人事院は民間給与との較差を考慮し、本年分の月例給及び勤勉手当の引き上げを勧告しました。

具体的な内容としましては、俸給表水準を平均0.2%引き上げるとともに勤勉手当を年間0.1カ月分引き上げるといふものであります。

本市におきましても、情勢適応の原則に基づき職員の給料及び諸手当、市三役の期末手当につきまして、今回の人事院勧告に係る国の取り扱いに準じた改正を行おうとするものであります。

また、議員の皆様様の期末手当は国家公務員指定職の支給率に準じて支給しておりますが、人事院勧告において当該支給率に0.1カ月分の引き上げがあったため、これに準じた改正を行おうとするものであります。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長（飯田勝義） 補足説明させていただきます。

議案第93号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから御説明いたします。議案書の14ページから24ページまでをごらんください。参考資料は10ページからとなります。

まず、第1条の一部改正でございますが、第21条

及び附則第6項の改正は、12月支給分の勤勉手当の引き上げでありまして、再任用職員を除く職員の勤勉手当を0.1月分、再任用職員の勤勉手当を0.05月分引き上げるものであります。

別表の改正は、行政職給料表（1）につきまして、初任給を1,500円引き上げるなど平均0.2%引き上げ、医療職給料表（3）につきましても行政職給料表（1）との均衡を考慮して引き上げるものであります。

次に第2条の一部改正であります。第21条及び附則第6項の改正は、平成29年度以降の勤勉手当につきまして、第1条の一部改正から、再任用職員を除く職員は0.05月分引き下げ、再任用職員は0.025月分引き下げるものであります。

また附則であります。第1項は本条例の第1条を公布の日から施行し、第2条を平成29年4月1日から施行するものであります。

第2項は、本条例の第1条の適用日について、給料表の改正は平成28年4月1日とし、勤勉手当の改正は平成28年12月1日とするものであります。

第3項は、本条例適用前に支給した給与は本条例適用後の給与の内払いとするものであります。

次に、議案第94号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。議案書は25ページ、26ページをごらんください。参考資料は14ページとなります。

第1条は、市長、副市長及び教育長の本年12月支給分の期末手当を0.1月分引き上げる改正であります。

第2条は、市長、副市長及び教育長の平成29年度以降の期末手当について、第1条の一部改正から6月支給分を0.05月分引き上げ、12月支給分を0.05月分引き下げる改正であります。

附則は、第1条を平成28年12月1日から適用し、第2条を平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第95号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。議案書の27ページ、

28ページをごらんください。参考資料は15ページからとなります。

第1条は、議員の本年12月支給分の期末手当を0.1月分引き上げる改正であります。

第2条は、議員の平成29年度以降の期末手当について、第1条の一部改正から6月支給分を0.05月分引き上げ、12月支給分を0.05月分引き下げる改正であります。

附則は、第1条を平成28年12月1日から適用し、第2条を平成29年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第12 議案第96号 湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第96号につきまして御説明申し上げます。

湖西市民会館条例及び湖西市勤労青少年ホーム条例の廃止に伴い、議会の議決に付すべき公の施設から市民会館及び勤労青少年ホームの2施設を削るものであります。

附則につきましては、この条例の施行期日を湖西市民会館条例を廃止する条例及び勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の施行日と同じく平成29年4月1日とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第13 議案第97号 湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第97号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、湖西市民会館の解体に伴い、湖西市地域職業相談室が市民会館から新居地域センターに移転するため、移転先であります2階南中会議室を使用料金表から削除するものであります。

また、暴力団員等排除規定や他施設条例に規定されております入館制限、損害賠償免責等の規定を加え、さらに文言を整理して本条例の充実を図るものであります。

なお詳細につきましては新居支所長から補足説明をさせますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 新居支所長に補足説明を求めます。新居支所長。

〔新居支所長 長田尚史登壇〕

○新居支所長（長田尚史） それでは補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは30ページから32ページであります。参考資料のほうは19ページから23ページをごらんください。

初めに、第4条及び第5条の改正は文言の整理でございます。

第6条の改正は、文言の整理と暴力団員等が使用する場合の不許可、反社会的勢力の利益となると予想される場合の不許可を追加し、さらに一般的な使用の際の条件つき許可を追加するものでございます。

第6条の2の追加は、危険行為者、危険物携行者等の入館の制限を規定するものでございます。

第7条の改正は、使用料の納付時期を追加し、減免条件を公益上必要があるときと規定するものでございます。

第8条の改正は、文言の整理でございます。

第9条の改正は、許可を受けた目的外使用の禁止規定の追加と文言の整理であります。

第9条の2の追加は、使用する場合の特別な設備や造作の制限を規定するものでございます。



第10条の改正は、文言の整理、また使用許可の取り消し及び使用中止の命令をする場合の規定を追加するものでございます。

第11条の改正は、文言の整理でございます。

第12条の改正は、市の損害賠償の免責を規定するものでございます。

最後になりますが、別表の改正は南中会議室を料金表から削除するものでございます。

附則といたしましては、本条例の施行日を公布の日からとするものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

---

○議長（二橋益良） 日程第14 議案第98号 工場立地法第4条の2第2項に規定する準則を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第98号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、工場立地法の一部が改正されることに伴い、条項の修正を行うものであります。

附則につきましては平成29年4月1日から施行しようとするものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

---

○議長（二橋益良） 日程第15 議案第99号 湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求め

ます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第99号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が災害等への対処のため臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日深夜に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給できるようにするものであります。

また附則といたしまして、本条例の施行日を公布の日とするものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

---

○議長（二橋益良） 日程第16 議案第100号 静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第100号につきまして御説明申し上げます。

本市職員の退職手当の支給事務及び非常勤職員の公務災害事務につきましては、静岡県市町総合事務組合において共同処理をしております。

平成29年4月1日、三島市と裾野市及び長泉町で構成しております富士山南東消防組合が新たに加入することに伴い、静岡県市町総合事務組合規約の別表第1及び別表第2に名称を加えるものです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第100号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第100号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第17 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第101号につきまして御説明申し上げます。

湖西運動公園ほか5施設の管理運営について、民間事業者の運営能力を活用し、市民サービスの向上と経費削減を図るため、特定非営利活動法人湖西市体育協会を指定管理者として指定させていただこうとするものであります。

選定につきましては、公募をしましたところ、2団体の応募がありましたので、湖西市指定管理者候補者選定委員会において、申請内容を審査していただいた結果によるものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第18 議案第102号 平

成28年度湖西市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第102号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億1,360万5,000円を増額し、総額を223億6,789万3,000円にしようとするものであります。

歳入の内容を申し上げますと、市税、国庫支出金、県支出金を増額するものであります。

歳出の主な内容を申し上げますと、臨時福祉給付事業費の増額、新所原駅周辺まちづくり事業の増額、幼稚園での緊急一時預かり保育事業の実施に伴う事業費の増額、市民会館の解体に伴い社会教育課、文化課を市民活動センターへ移転する費用等、関連する事業費を増額するものであります。

また歳入歳出予算の補正にあわせまして、債務負担行為の追加2件を予定しております。

なお詳細につきましては総務部長から補足説明させますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長（飯田勝義） 補足説明させていただきます。

初めに、第2表、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。議案書の41ページをお開きいただきたいと思います。

市民会館解体事業は、市民会館を解体する事業費の債務負担を設定するものであります。期間は平成28年度から平成29年度まで、限度額は3億1,000万円であります。

情報セキュリティ強化対策事業は、マイナンバーによる情報連携の開始に伴い、総務省から求められた情報セキュリティ強化対策を実施するための事業費の債務負担を設定するものであります。内容は、対策のためのシステム構築及び関連機器のリースで、

期間は平成28年度から平成34年度まで、限度額は7,781万2,000円であります。

続きまして、歳入歳出補正予算について御説明申し上げます。議案書の38ページからとなります。

なお、人件費につきましては各目での説明を省略させていただき、一括して最後に説明させていただきます。

それでは補正予算に関する説明書11ページをごらんください。参考資料は30ページからとなります。

2款1項8目交通安全対策費の防犯まちづくり費の補正額は183万4,000円の増額で、防犯灯修繕箇所が増加及び電柱の移転による共架防犯灯移設の増加に伴い、修繕料を増額するものであります。

11目情報政策費の情報化推進費の補正額は94万8,000円の増額で、個人番号制度に対応するための人事給与システムの改修に伴い、委託料を増額するものであります。

17目協働共生まちづくり費のまちづくり施設管理費の補正額は94万円の増額で、市民会館の解体に伴い、社会教育課、文化課が市民活動センターへ移転するため、修繕料及び備品購入費を増額するものであります。

19目支所費の新居支所・新居地域センター管理運営費の補正額は45万3,000円の増額で、職員の産休に伴い臨時職員1名分の賃金を増額するものであります。

13ページをごらんください。

2項1目徴税費の徴税事務費の補正額は300万円の増額で、法人市民税の歳出還付金の増加に伴い還付金を増額するものであります。

17ページをごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費の臨時福祉給付事業費の補正額は1億3,734万7,000円の増額で、国の補正予算に伴い臨時福祉給付金の支給に関する経費を増額するものであります。

21ページをごらんください。

7目老人福祉費の在宅福祉費の補正額は242万2,000円の増額で、正規職員配置に伴い臨時職員の賃金を減額するものであります。

10目自立支援給付費の補正額は10万8,000円の増

額で、個人番号制度に対応するための障害福祉システムの改修に伴い、委託料を増額するものであります。

次に、障害児通所支援事業費の補正額は3,400万円の増額で、利用者数の増加に伴い障害児通所給付費に不足が見込まれますため、扶助費を増額するものであります。

25ページをごらんください。参考資料は31ページでございます。

2項1目児童福祉総務費の子育て支援センター運営事業費の補正額は24万7,000円の増額で、平成27年度放課後児童健全育成事業の国庫補助金の精算に伴う償還金を計上するものであります。

3目保育所費の民間保育所等施設型給付費の補正額は127万3,000円の増額で、平成27年度施設型給付費の国庫補助金及び県負担金の精算に伴い償還金を計上するものであります。

次に、民間保育所助成事業費の補正額は73万5,000円の増額で、平成27年度保育対策事業補助金の国庫及び県補助金の精算に伴い償還金を計上するものであります。

次に、公立保育所総務費の補正額は47万9,000円の増額で、幼稚園との正規職員配置組み合わせに伴い、不足する保育士を雇用するための賃金を増額及び子ども・子育て総合支援システム改修事業業務委託の委託料の確定に伴い、不用額を減額するものであります。

29ページをごらんください。

4款1項2目健康増進費の母子保健費の補正額は1万2,000円の増額で、平成27年度乳児家庭全戸訪問事業の国庫補助金の精算に伴い、償還金を計上するものであります。

3目環境衛生費の火葬場管理運営費の補正額は1,106万5,000円の増額で、新居斎場進入道路、中之郷143号線及び内山65号線の道路改良事業に伴い、土地購入費及び補償金を増額するものであります。

31ページをごらんください。

5款1項1目労働福祉費の労働福祉関係経費の補正額は65万8,000円の増額で、市民会館の解体に伴い、湖西市地域職業相談室を新居地域センターへ移

転するための市負担分の経費を増額するものであります。

33ページをごらんください。

6款1項4目畜産業費の畜産関係経費の補正額は3,979万円の増額で、国の補正予算に伴い、畜産・酪農収益力強化整備特別対策事業費を活用した農業者の施設整備に対する補助金を計上するものでございます。

39ページをごらんください。

8款4項1目都市計画総務費の都市計画総務関係経費の補正額は1億6,080万8,000円の増額で、国の補正予算に伴い、新所原駅周辺まちづくり事業に係る委託料を増額するものであります。

41ページをごらんください。

7目公共下水道事業費の公共下水道整備事業費の補正額は51万1,000円の増額で、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う公共下水道事業特別会計への人件費分繰出金を増額するものであります。

参考資料は32ページをごらんください。

5項1目住宅管理費の住宅管理運営費の補正額は31万7,000円の増額で、笠子住宅の廃止予定に伴う移転補償費を増額するものであります。

3目住宅対策費の建築指導関係経費の補正額は50万円の増額で、県施行による白須賀宿北地区急傾斜地崩壊対策事業の事業費確定に伴い、建設負担金を増額するものでございます。

43ページをごらんください。

9款1項6目常備消防費の消防通信費の補正額は161万3,000円の増額で、指令装置のコンピューターのハードディスクが故障したため、修繕料を増額及び29年2月からはしご車を運用することに伴い、出動指令システムの変更等に要する手数料を増額するものであります。

45ページをごらんください。

10款1項2目事務費等の事務局関係経費は103万8,000円の増額で、職員の産休に伴い臨時職員2名分の賃金を増額するものであります。

3目教育指導費の幼稚園一時預かり事業費の補正額は54万7,000円の増額で、新居幼稚園での緊急一時預かり保育事業の実施に伴い、保育に要する消耗

品及び備品購入費を増額するものであります。

次に、教職員育成事業の補正額は29万8,000円の増額で、新居小学校が文部科学省の学力向上を目的とした研究指定校に選ばれたことに伴い、研究に必要な旅費及び消耗品費を増額するものであります。

49ページをごらんください。

3項3目学校整備費の中学校施設整備費の補正額は596万5,000円の増額で、鷺津中学校の消火栓配管が腐食し、非常時に漏水が発生し水圧が不足するおそれがあるため、配管改修のための工事請負費を増額するものであります。

4項1目幼稚園費の私立幼稚園等施設型給付費の補正額は12万6,000円の増額で、平成27年度施設型給付費の国庫補助金及び県負担金、県補助金の精算に伴う償還金を計上するものであります。

次に、幼稚園施設管理運営費の補正額は588万1,000円の増額で、新居幼稚園での緊急一時預かり保育事業の実施に伴い、施設改修に要する修繕費を増額するものであります。

51ページをごらんください。

6項1目社会教育総務費の社会教育総務関係経費の補正額は26万6,000円の増額で、市民会館の解体に伴い、社会教育課及び文化課が市民活動センターに移転するための運搬費を計上するものでございます。

参考資料は33ページをごらんください。

6目文化振興費の文化財保護保存費の補正額は209万2,000円の減額で、文化財保護保存事業の県補助金の減額に伴い、出土品整理事業に係る臨時職員の賃金を減額するものであります。

53ページをごらんください。

7目市民会館費の市民会館管理運営費の補正額は174万6,000円の増額で、市民会館解体に伴い、事前にPCB廃棄物を処理する必要があるため、委託料を増額するものであります。

9目図書館費の中央図書館管理運営費の補正額は270万円の増額で、10月の特殊建築物設備保守点検において、ふぐあいを指摘されたため修繕料を増額するものであります。

55ページをごらんください。

7項1目保健体育総務費の運動公園等維持管理費の補正額は63万8,000円の増額で、みなと運動公園野球場女子トイレの排水管が樹木の根で閉塞し使用できない状態にあるため、修繕料を増額するものがあります。

2目スポーツ推進費のスポーツ活動推進費の補正額は30万3,000円の増額で、新居野球少年団及び湖西男子バレーボール少年団の全国大会出場により、予算額が不足するため交付金を増額するものであります。

最後に人件費についてであります。説明書56ページから58ページとなります。

人件費の増額は、特別職と一般職を合わせまして197万3,000円でございます。人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費を増額するものでございます。

以上、歳出の補正額は4億1,360万5,000円の増額であります。

続きまして歳入について御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書5ページのほうをごらんください。あわせまして参考資料は29ページでございます。

1款2項1目固定資産税の補正額は1億2,278万円の増額で、今回の補正必要額を増額するものであります。

14款1項3目民生費国庫負担金の補正額は1,700万円の増額で、障害児通所施設給付費の増額に伴う国庫負担金を増額するものであります。

2項3目民生費国庫補助金の補正額は1億3,656万8,000円の増額で、臨時福祉給付金の支給に伴う国庫補助金の計上、及び子ども・子育て総合支援システム改修事業の補助基準額が確定したことに伴い国庫補助金を減額するものであります。

8目土木費国庫補助金の補正額は8,844万4,000円の増額で、新所原駅周辺まちづくり事業が交付決定されたことに伴い、国庫補助金を増額するものであります。

10目教育費国庫補助金の補正額は193万7,000円の増額で、新居幼稚園での緊急一時預かり事業の実施に伴い国庫補助金を計上、及び文化財保護保存事業の交付決定に伴い国庫補助金を減額するものであり

ます。

7ページをごらんください。

15款1項3目民生費県負担金の補正額は850万円の増額で、障害児通所施設給付費の増額に伴い県負担金を増額するものであります。

2項6目農林水産業費県補助金の補正額は3,979万円の増額で、畜産・酪農収益力強化整備特別対策事業に対する県補助金を計上するものであります。

10目教育費県補助金の補正額は141万4,000円の減額で、文化財保護保存事業の交付決定に伴い県補助金を減額するものであります。

以上、歳入の補正額は歳出と同額の4億1,360万5,000円の増額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（二橋益良） 訂正をお願いします。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長（飯田勝義） ただいまの説明で一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

3款1項7目の老人福祉費の在宅福祉費の補正額を、増額と言いましたが、242万2,000円の減額でございますので、減額に直させていただきます。

もう一点ございまして、45ページになりますけれども、10款1項2目の事務局費のところを、事務費等という説明をいたしました、事務局費の事務局関係経費ということで、103万8,000円の増額と訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第19 議案第103号 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第103号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ51万1,000円を増額し、総額16億1,616万円にしようとするものであります。

歳出は、人事院勧告に伴う人件費51万1,000円を

増額補正しようとするものであります。

歳入は、人件費の増額に伴い一般会計からの繰入金51万1,000円を増額補正しようとするものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

---

○議長（二橋益良） 日程第20 議案第104号 平成28年度湖西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第104号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を69万4,000円増額し、総額11億2,651万8,000円に、資本的支出を15万5,000円増額し、総額5億6,579万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額であります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

---

○議長（二橋益良） 日程第21 議案第105号 平成28年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第105号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を932万2,000円増額し、総額38億4,404万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額であります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

---

○議長（二橋益良） 以上で本日の日程は終了いたします。

市長の所信表明に係る質問は12月26日及び27日の本会議で行いますので、質問のある方は12月20日正午までに通告してください。

議案に対する質疑は平成29年1月6日の本会議で行いますので、質疑事項のある方は12月21日正午までに通告してください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時40分 散会

---